

第 号

営業停止命令書

住所

氏名又は名称 殿
(法人にあつては、代表者の氏名)

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第12条の規定により、次のとおり
特定金属くず買受業の停止を命ずる。

停止の範囲

停止の期間 年 月 日から 日間
年 月 日まで

処分の理由

年 月 日

公安委員会 印

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 公安委員会（ 警察本部 課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（訴訟において を代表する者は 公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。